

福祉教育委員会

令和5年6月15日（木）

午前11時09分～午前11時29分

議会第2会議室

【出席委員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸富八千代委員、川崎健二委員、
松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・保健福祉部 蘭保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

・付託議案について

○村岡委員長

それでは、皆さんおそろいですので、時間前ではありますが、福祉教育委員会を開催させていただきますと思います。

初めに、本委員会の審査日程につきましては、お手元のタブレット端末に掲載の審査日程案のとおり進めさせていただきますので、御承知おきください。

なお、今回の付託議案の審査のため現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

それでは、保健福祉部に関する議案の審査に入ります。

第43号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第43号議案 令和5年度佐賀市一般会計補正予算（第2号） 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

この給付金の件は、割と早めにニュースで流れていて、本当に4月、5月の中旬、下旬、それから何と昨日まで、いつになるんだろうかと、そもそもまずあるのかないのかから始まって、結構問合せが来ていました。それで、佐賀市の対応として、よそでは給付されているのにというふうな意見が出たりもしていたんですが、国からここに至るまでの経緯をちょっと御説明いただけますか。

○坂井福祉総務課長

確かに委員言われるとおり、3月下旬ぐらいに一旦この給付金のことが出てですね。ただ、昨年度も私、給付金を担当して行ったんですが、国のほうがなかなか、今年度の給付金については情報がなかなか出てこなかったというのが1つあります。

例えば、最初出てきたときに、住民税非課税世帯に3万円をというのが最初に出たんですが、住民税非課税も何年度の住民税非課税世帯なのかという対象というのが国は全然示しませんでした。令和4年度の非課税世帯なのか、令和5年度の非課税世帯なのかというの、私どももよく分からなくて、自治体同士、県内のほかの市にもどうだろうかと。例えば基準日ですね。去年行ったときも、今回の分ですと、6月1日の住基をベースにということなんですが、国は今回、最終的に基準日を示しておりません。自治体で判断してくださいということで、正直、国のほうがなかなか、今回は情報を出さなくて、自治体の判断でいろいろ考えてやってくださいという形でしたので、そこは私どもも国からの情報を待っておりました。

やっぱり一番気になったのは、基準日が自治体ごとでばらばらだと、例えば、ある人によっては、どこでも受ける場所がない、もしくは2か所から受け取られるというのがあって、私もずっと県内のほうの情報交換をやっていました。どうも国はそこを示さないぞと、待っても示さないぞということになったので、じゃ、もう決めるしかないねということで、そこはやっぱりその辺で時間はかかりました。結果的に、県内はやっぱり連絡を取って、県内の10市につきましては、全て佐賀市と同じように6月1日を基準にしようということで、ほかのところも決めているようでございます。以上でございます。

○山下委員

国から示されなかったということですが、現に割と早めの段階で支給されていたところなんかは、関東地方だとか、よそですね。そうすると、例えば異動とか転居で早く移っている人たちなんかは、だから、6月1日という基準で判断すればもちろんそうなんですけど、何か本当にそういうそごが生まれる可能性というのは当然あったであろうし、お互いによさね。だから、今、10市だけの話なんですけど、本当はせめて20市町とか、その辺の情報も当然取ってあるのかなと思ったんですが、どうなんですか。

○坂井福祉総務課長

県のほうが、ほかの10町のみを含めて調査はかけております。ただ、私ども情報交換と申しますか、意見交換としては、基本的には10市の中でしております。確かに、県内だけで基準日を合わせても、県外になればまたずれというのは出てくるんですが、ただやはり、できれば県内は合わせる事が可能であれば合わせたほうがいいよねというような話をしながら、結果的に県内はまとまったということにはなっておりますが、確かに委員言われるように、多分早くやっているところは令和4年度非課税世帯をまず対象にやっているんじゃないかなと思っております。そこも、だから最初申しましたように、令和4年度非課税を対象とするのか、令和5年度非課税を対象とするのかも、結果的に国は出していま

せん。だから、早くやっているところは令和4年度非課税世帯を対象にやっているんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○山下委員

だから、本当に自治体独自の施策というわけでもないのに、何かこういうばらばらということで、全国的に見ると、本当に漏れはないのかとかいうのは誰が責任持つんだろうなという感じを持つんですね。都道府県によるという言い方でニュースでもなっていたから、支給しないところもあるかもしれないかですね。途中で5月の初めぐらいにあったときには、市役所に聞いたら、佐賀市はないよというふうに答えが返ってきたという電話があって、いや、そんなことはないと思うけどと言いながら、それで中旬に聞いたら、今、よそのところを聞き合わせしているところですよというお答えを担当課からいただいたので、そのように返したんですが、それなら制度として決まっているんだっただらば、専決処分は専決処分で国保税とか何かのようにさっさと給付してから、後で事後報告という意味での専決処分なのか、こういう形になるのかというところがまだちょっと分からないなという感じですね。何かその辺が市民としては、さっき言われたように本当にふ心待ちにしているとか、そのおかげで国保税が払えないからどうにかならんだろうかという相談とリンクしながらの相談があったりしていたんですね。ですので、やっぱり何かこう、途中経過はなかなか言えないのかもしれないけれども、議会に対してはもう少し途中経過をアナウンスしてもらいたかったなという感じはしますが。

○坂井福祉総務課長

私どものほうにも、市民の方から電話がかかってきます。やはり、まず今回、補正をお願いしているものですから、その前にですね、私たちも早く方向性は言えれば言いたかったんですが、やっぱり議会のほうに提出する前に説明するわけにはいかないの、なかなか苦しいところで、ただいま検討中ですよという答えしかできませんでした。本当はもうちょっと言いたいけどなというのを抑えながらの話で、一応今回、議案を提出しましたので、その範囲内ではやっと説明できるところになったということで、私どものほうにも市民の方からはたくさん電話がかかかってきておりました。以上でございます。

○村岡委員長

ほかに御質疑ある方。

○松永憲明委員

ちなみになんですけれども、この3万世帯というのは、市の全世帯に対してどれくらいのパーセンテージなんですか。割合は。

○坂井福祉総務課長

市の全体の世帯が大体10万ちょっとだと思いますので、30%ということになると思います。

○村岡委員長

ほかに御質疑ある方いらっしゃいますか。

○山下委員

スケジュールの件なんですけど、プッシュ型でやるということですね、変わってなければ、そのままできますよというんだったら、例えば、コールセンターの設置と通知文書の発送とというのがどういう関係になるんですかね。変わっていたら申し出てほしいということになるのか、本当は、もう分かっている人だったら早めにとか、あるいは通知文書は早めに発送が始められないのかなと。コールセンターと同時に文書の発送ができないのかなという感じですけど。何かそこら辺が、あえて大体分かっている人たちにはとおっしゃることと、変わっている人への対応とのずれがあるのは分かりますが、分かっている人への対応はもうちょっと早められないんですかね。

○坂井福祉総務課長

事務的なスケジュールで申しますと、今回先議をお願いしたときの説明の中にも、今回、税情報をいわゆる給付金の業務として取り扱うということのために、特定公的給付の指定を国から受けないといけないというのがありまして、今の想定としては、佐賀市として特定公的給付の指定が6月末の予定です。ですから、現実的には6月末以降に税情報をすぐに受け取って、住基情報、6月1日現在の住基のほうにぶつけて対象者を抽出するというところで、対象者を抽出すること自体が7月に、なるべくそこはすぐにやりたいとは思っていますけれども、7月にならないとやれないというのがありまして、とにかく私はスケジュール的には急ぎたいとは思っていますが、どうしてもやっぱり7月の下旬ぐらいにはなるかなと思います。それは準備ができれば一日でも早くお送りしたいとは思っております。以上でございます。

○村岡委員長

ほかに御質疑ありませんでしょうか。システムの問題でもありますので。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑がないようでございますので、以上で保健福祉部に関する議案の質疑を終了いたします。

保健福祉部の職員の方は退室されて結構でございます。

◎執行部退室

○村岡委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。今回の第43号議案の審査に関して、現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

現地視察はないようでございますので、以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

それでは、このまま採決に移りたいと思いますが、休憩等よろしいでしょうか。――よ

ろしいですね。

それでは採決に入ります。

まず、お伺いいたします。当委員会に付託されました議案について反対意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

反対意見はないようでございますので、第43号議案については簡易採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしとのことですので、そのように採決いたします。

では、お諮りいたします。当委員会に付託された第43号議案について可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、以上の議案は可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の採決を終了いたします。

それでは、本日の委員会審査に関する本会議での委員長報告についてはいかがいたしましょうか。なしということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りいたします。本委員会の会議録につきましては、字句、数字その他の整理については委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしとのことですので、委員長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、福祉教育委員会を終了いたします。

令和 年 月 日

福祉教育委員長 村 岡 卓